

個人型確定拠出年金「iDeCo（イデコ）」
「このう積立年金プラン」のご案内

興能信用金庫

2021年4月現在

目次

iDeCoとは？

- iDeCo（イデコ）の制度概要 P2
- 加入対象者と掛金額の上限等 P3
- iDeCoのメリット P4
- 運用商品の種類 P5
- 老齢給付金の受取 P6
- ご注意いただきたいこと P7

各種手続き

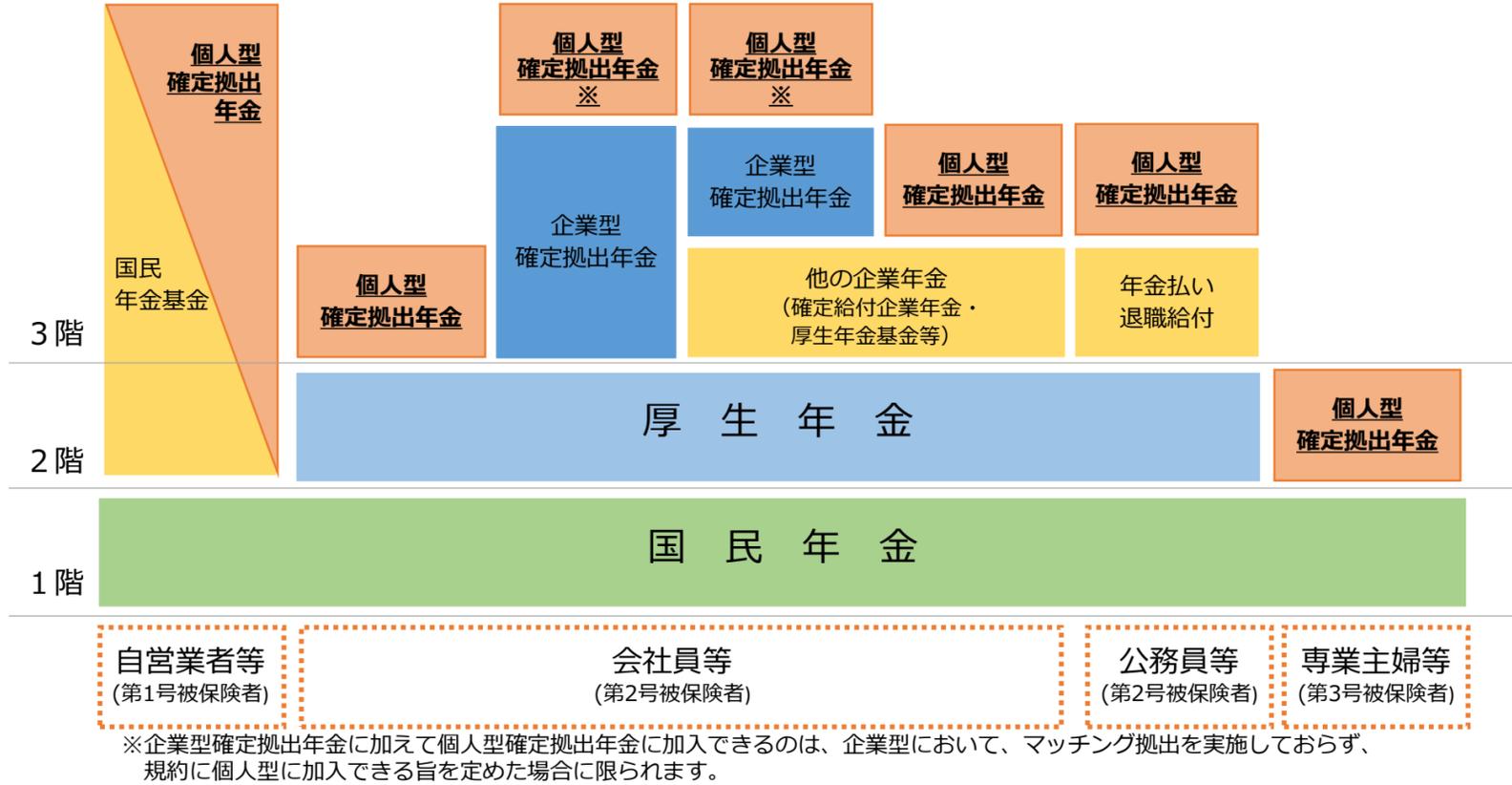
- 加入手続き P8
- 移換手続き P9
- ご加入後の諸手続き・各種書類のご請求窓口 P10
- 運用商品の変更 P11

プラン内容

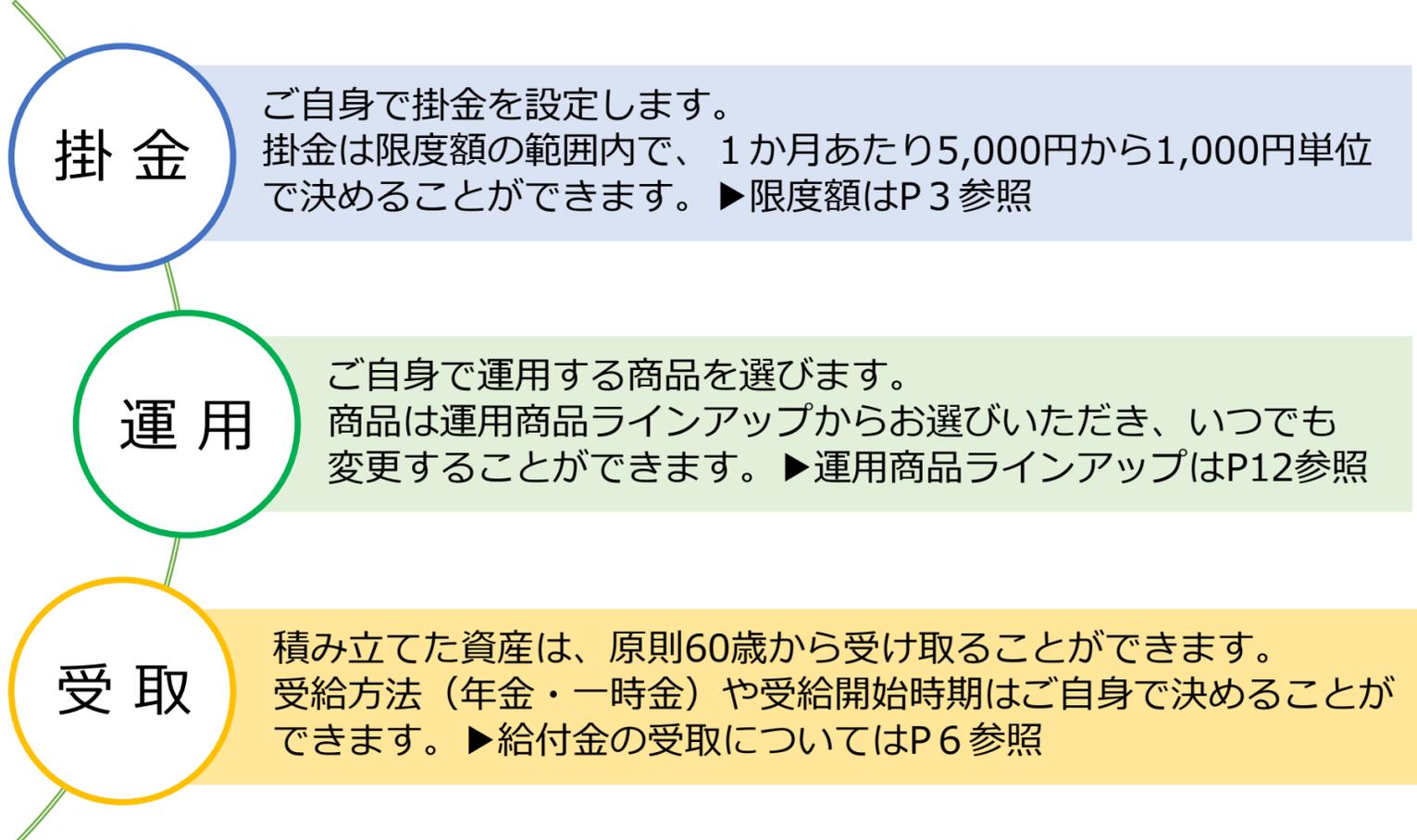
- 運用商品ラインアップ P12
- ご負担いただく手数料 P14
- 各関係機関 P15
- コールセンター・WEBサービス P16

iDeCo（イデコ）の制度概要

個人型確定拠出年金（iDeCo）は、
公的年金（国民年金・厚生年金）に上乗せする年金制度です。
 加入する方**ご自身で掛金の金額を定めて運用**を行いますので、
 ご自身の運用の結果によって将来受け取る給付額が変動します。
 さらに、掛金・運用・受取の各段階で**税制優遇が受けられる**等のメリットがあります。



iDeCoの3ステップ



加入対象者と掛金額の上限等

✓ 基本的に60歳未満のすべての方が加入できます

自営業者の方、会社員・公務員の方、専業主婦の方など、基本的に20歳以上60歳未満の方すべてがiDeCoに加入できます。

ただし、企業型確定拠出年金の加入者（iDeCoへの加入を規約で認めている場合を除く）、国民年金に加入していない方、国民年金の保険料免除・猶予を受けている方、農業者年金の被保険者等はiDeCoに加入できません。

※法令改正により、2022年5月1日から、原則65歳未満まで加入が可能となります。ただし、老齢給付金を受給されている場合や公的年金を65歳前に繰上げ請求されている場合、改正により加入要件を満たしたとしても再加入はできません。また、2022年10月1日から、企業型確定拠出年金の加入者の加入要件が緩和され、企業型確定拠出年金の加入者は、原則iDeCoに加入できるようになります（企業型年金で加入者掛金を拠出している場合は加入できません。）。

✓ 掛金額の上限等は加入区分等により異なります

ご自身の加入区分（第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者）と掛金の上限額・納付方法等をご確認ください。

第1号被保険者		
自営業者等 国民年金の 第1号被保険者	上限 年額 816,000円 まで (1か月あたり 68,000円) (国民年金基金の掛金、 国民年金の付加保険料との合算額)	個人振込 (口座振替)

第2号被保険者			
会社員等※	企業年金 なし	上限 年額 276,000円 まで (1か月あたり 23,000円)	個人振込 (口座振替) または
	企業年金 あり	上限 年額 144,000円 まで (1か月あたり 12,000円)	
公務員・ 私立学校教職員等 旧共済年金の加入対象者		上限 年額 144,000円 まで (1か月あたり 12,000円)	事業主払込 (給与天引)

第3号被保険者		
専業主婦（主夫）・ パート労働者等 国民年金の第3号被保険者	上限 年額 276,000円 まで (1か月あたり 23,000円)	個人振込 (口座振替)

※企業型確定拠出年金に加えて個人型確定拠出年金に加入できるのは、企業型において、マッチング拠出を実施しておらず、規約に個人型に加入できる旨を定めた場合に限られます。

※企業型と個人型の両方に加入する第2号被保険者の拠出限度額は、企業型以外の企業年金がない場合は年額240,000円（1か月あたり20,000円）企業型以外の企業年金がある場合は年額144,000円（1か月あたり12,000円）です。

※中小企業主掛金納付制度（iDeCo+）を実施している会社にお勤めの第2号被保険者の拠出限度額は、加入者掛金と事業主掛金の合計で年額276,000円（1か月あたり23,000円）です。

iDeCoのメリット

✓ 掛金・運用・受取の各段階で税制優遇があります

掛金は全額所得控除の対象となります

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、確定申告や年末調整により、納付した掛金の全額を所得から控除することができます。

例えば、年収550万円の会社員（第2号被保険者）が毎月23,000円拠出すると
所得税・住民税あわせて年間約55,000円減少します。

※扶養家族は配偶者のみとし、復興特別所得税は考慮せず、所得税と住民税の合計税率は20%で計算しています。
また、年収等に応じて、税負担の軽減額は異なります。

運用益はすべて非課税で再投資されます

通常、金融商品の運用益には20.315%の税金がかかりますが、iDeCoでの運用益は非課税です。（積立金には特別法人税がかかりますが、現在、課税が凍結されています。）

例えば、毎月23,000円の掛金を年3%で運用していくと
30年なら、約125万円の差がでます。

※一般の金融商品の運用益に対しては毎年20%の源泉分離課税がされるものとして計算しています。
また、手数料、特別法人税、復興特別所得税等は考慮していません。

年金・一時金には各種控除が適用されます

年金・一時金は課税対象ですが、各種控除が適用され、老齢給付金を年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」が適用されます。

✓ 転職しても持ち運び可能です

企業型確定拠出年金や確定給付企業年金のある企業に転職した場合、それまで積み立てた資産を転職先の企業年金制度に移換することができます。

✓ ご自身で運用商品を決めることができます

ご自身で複数の運用商品から選択し、積み立て資産を運用します。

また、コールセンターやWEBサイトにより、ご自身の資産の運用状況をタイムリーに確認することができ、運用途中で運用商品を変更することも可能です。

運用商品の種類

元本確保型商品

- ・原則、元本が保証されている商品です。（保険の場合、中途解約時に解約控除が差し引かれ、元本を下回ることがあります。）
- ・満期になると元本に対して利息がつきます。
- ・商品の値動きはないため、資産の大きな増減はありません。

【リターン】 利息

【リスク】 商品提供会社の信用力、インフレによる資産の目減り等

定期預金
保険

投資信託

- ・複数の投資家から集めたお金を運用のプロ（ファンドマネージャー）が、投資・運用し、その運用成果を投資家に分配する金融商品です。
- ・投資対象は、国内・海外の債券、株式、REIT（不動産投資信託）等で、投資信託ごとの運用方針により異なります。
- ・毎日価格が変動し、運用成果によって、資産の増減があり、元本を下回ることがあります。

【リターン】 商品の値上がり益

【リスク】 価格の変動、株式・債券等の発行体(会社・国)の信用力
金利変動、為替レート等

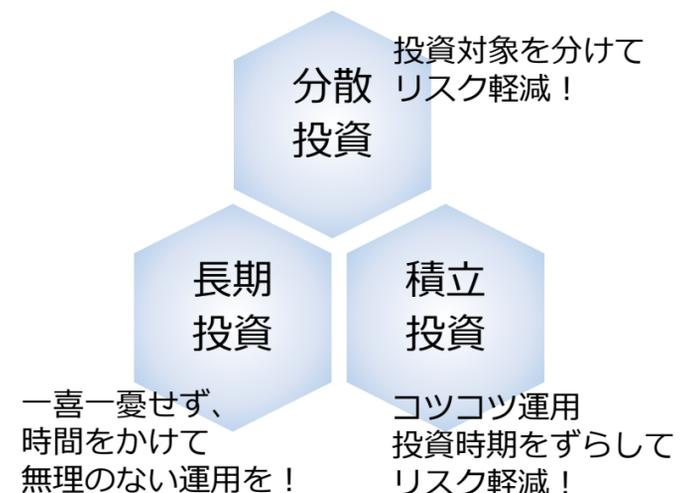
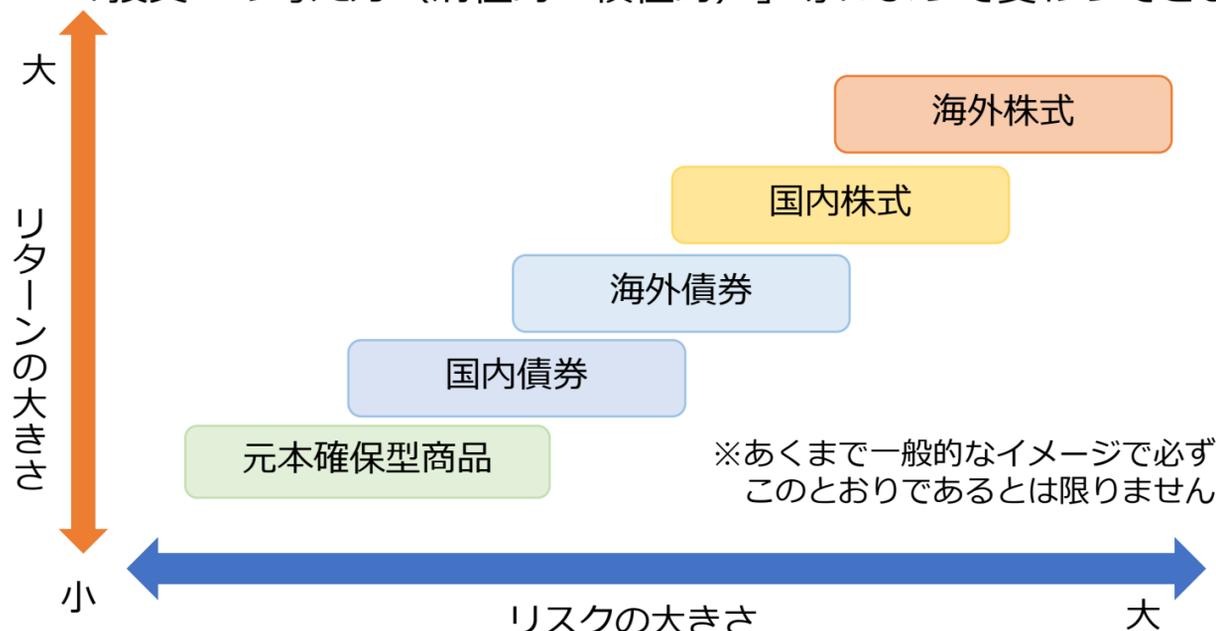
国内債券 海外債券
国内株式 海外株式
REIT
バランス型

上手に運用するコツは？

ご自身のリスク許容度にあわせて運用することが大切です。

リスク許容度は、「年齢（運用期間）」、「将来の収支見通し」、「投資への考え方（消極的・積極的）」等によって変わってきます。

リスクと付き合うポイント



老齢給付金の受取

原則60歳から一時金・年金で受け取れます

原則60歳になった時から、積み立てた資産を老齢給付金として受け取ることができます。受取方法は、一時金と年金（分割）の選択ができます。一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除が適用されます。

▼60歳から受給開始するには、最初の掛金拠出から10年以上経過している必要があります。

	通算加入者等期間10年以上 (50歳までに加入)	60歳から
	通算加入者等期間8年以上10年未満 (50歳超から52歳までに加入)	運用期間 61歳から
	通算加入者等期間6年以上8年未満 (52歳超から54歳までに加入)	運用期間 62歳から
	通算加入者等期間4年以上6年未満 (54歳超から56歳までに加入)	運用期間 63歳から
	通算加入者等期間2年以上4年未満 (56歳超から58歳までに加入)	運用期間 64歳から
	通算加入者等期間1か月以上2年未満 (58歳超から60歳までに加入)	運用期間 65歳から

※通算加入者等期間とは…

企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の加入者期間（掛金を拠出した期間）と運用指図者期間（掛金を拠出することなく運用のみ行った期間）を合わせた期間です。他の企業年金（確定給付企業年金や厚生年金基金等）や退職金制度から確定拠出年金に移行している場合はその制度の対象となる期間（加入期間）を通算加入者等期間に含めることができます。判定期間は60歳になった日の前日が属する月以前の期間となります。なお、自動移換されている期間は含めることができません。

受給開始時期は選択できます

70歳になるまでの間であれば、希望する時期から受取を開始でき、受取が完了するまでは、引き続き運用ができます。

▼老齢給付金以外に、積み立てた資産を受け取ることができるケースもあります。

<障害給付金>

満70歳未満で、一定の高度障害（障害等級1級および2級に該当する障害の状態等）になった場合、積み立てた資産があれば障害給付金（年金または一時金）を受け取ることができます。

<死亡一時金>

加入者等がお亡くなりになった場合、積み立てた資産（年金受取開始後であれば残りの資産）があれば、遺族に一時金が支払われます。あらかじめ受取人（受給権者）を指定できますが、指定がない場合は、確定拠出年金法上で定められた順位で、受取人が決定します（民法の相続とは異なります。）。なお、死亡一時金の請求は死亡時から5年以内とされています。

確定拠出年金法上の受取人の順位	
1	配偶者（内縁を含む）
2	死亡者の収入で生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
3	2以外で死亡者の収入で生計を維持していた親族
4	2に該当しない子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

<脱退一時金>

積み立てた資産は、原則として途中で解約して払い出すことができませんが、以下の条件を全て満たす場合は、脱退一時金を受け取ることができます。

- ①国民年金の保険料免除を受けていること
- ②障害給付金の受給権者でないこと
- ③通算拠出期間（※）が1か月以上5年以下、または、請求した日における個人別管理資産額が25万円以下であること
- ※掛金を拠出していない期間は含みません。企業型確定拠出年金や他の企業年金等から個人型確定拠出年金に移換している場合は、それらの加入期間も含まれます。
- ④最後に企業型または個人型の加入資格を喪失してから2年を経過していないこと
- ⑤企業型の脱退一時金の支給を受けていないこと

iDeCoに加入・移換されるにあたって ご注意ください

✓積み立てた資産は原則60歳まで払い出せません

個人型確定拠出年金は「年金制度」であり、預金・貯金・積金ではありません。このため、死亡・高度障害など給付を受け取るための要件を満たさない場合は、老齢給付金を受け取れる年齢に到達するまで、積み立てた資産を払出すことはできません。

✓各種手数料がかかります

個人型確定拠出年金に加入もしくは移換（企業型確定拠出年金から資産を持ち運ぶこと）すると、口座開設手数料や口座管理等（運用期間中）にかかる各種手数料をご負担いただきます。各種手数料の詳細はP 13をご確認ください。

✓運用結果によっては元本を下回る場合があります

加入者の方ご自身が「自己責任」で運用を決定していただきます。運用の結果損失が生じ、将来受け取る給付金の金額が元本を下回った場合でも、加入者の方ご自身の責任となります。

✓国民年金保険料の納付が必要です

自営業者等の方の場合は、国民年金保険料を納付していない月は、個人型確定拠出年金への掛金の拠出はできません。企業等にお勤めの場合は、勤務先企業等が厚生年金保険料を納付していることを確認してください。

✓転職などで資産を持ち運ぶときは、 改めて商品を選択し直すこととなります

転職先の企業型確定拠出年金等に移換する場合や運営管理機関を変更する場合は、運用商品はいったん売却し、持ち運んだ先のプランで改めて商品を選択し直すこととなります。運用に損失がある場合は損失が表面化することがあります。

✓50歳以上から始めた場合、 老齢給付金が60歳から受け取れない場合があります

老齢給付金は最初の掛金を拠出してから10年以上経過していれば60歳から受け取ることができですが、50歳以上から加入した場合等、60歳になった時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受け取りができる年齢が通算加入者等期間に応じて61歳～65歳に繰り下がります。

加入手続き -iDeCoをはじめ-

ご検討

◆iDeCoの制度やプラン内容をご確認ください

制度のしくみや本プランの手数料・運用商品ラインアップ等を事前にご確認ください。

◆加入区分や掛金額の上限等をご確認ください

ご自身の加入区分（第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者）等により、拠出額の上限や納付方法等が異なりますので、事前にご確認ください。

申込み

◆掛金額・拠出方法等をお決めください

掛金額：1か月あたり5,000円から1,000円単位でご自身で決めていただきます。
（掛金額は年1回変更できます。）

拠出方法：「毎月定額で拠出する方法」と「月ごとに掛金額を設定する方法」からご選択いただけます。

◆運用商品・配分割合をお決めください

掛金で購入する運用商品をご自身で選択し、運用商品毎の配分割合をお決めいただきます。
（配分割合は1%単位で合計100%となるようご指定いただきます。）

◆必要書類を当金庫にご提出ください

必要書類をお持ちでない場合は、当金庫にご連絡ください。
（連絡先はP10をご参照ください。）

完了後

◆国民年金基金連合会から手続き完了の通知が届きます

加入手続きが完了すると、国民年金基金連合会（国基連）からお客さま宛に「個人型年金加入確認通知書」等が郵送されてきます。

※必要書類に不備があった場合等は、加入できなかった旨をお知らせする通知が国基連から届きます。
この場合、再度のお手続きが必要となりますので、加入できなかった理由等をご確認のうえ、当金庫までご連絡ください。（加入資格がないことが理由で加入できなかった場合等を除く）

◆JIS&Tから加入者口座番号・パスワードが届きます

日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株) (JIS&T) から、口座番号やパスワードが記載された以下の書類がお客さま宛に郵送されてきます。

**大切に保管
ください** ①「口座開設のお知らせ」
②「『コールセンターパスワード』『インターネットパスワード』設定のお知らせ」

◆掛金の引落しが始まります

国基連から届いた「個人型年金加入確認通知書」等に開始時期・掛金額等が記載されています。
口座振替にて毎月定額で拠出する場合は毎月26日、月ごとに掛金額を設定する場合は指定月の翌月26日に引落としされます。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）

移換手続き -企業型から資産を移す-

退職後に企業型の資格喪失にかかる書類が届いたら…

パターン
を選ぶ

◆iDeCoへの「加入」と資産の「移換」を行う

企業型の資産をiDeCoへ移して運用を続けるとともに、iDeCoで加入者となり掛金の拠出も行う。

◆資産の「移換」のみを行う

企業型の資産をiDeCoへ移して運用を続けるが、iDeCoでは運用指図者となり掛金の拠出は行わない。

※iDeCoの制度やプラン内容のご確認も併せて行ってください。

申込み

◆掛金額・拠出方法等をお決めください【加入する場合のみ】

掛金額：1か月あたり5,000円から1,000円単位でご自身で決めていただきます。
(掛金額は年1回変更できます。)

拠出方法：「毎月定額で拠出する方法」と「月ごとに掛金額を設定する方法」からご選択いただけます。

◆運用商品・配分割合をお決めください

移換する資産はいったん全て売却されますので、移換する資産で購入する運用商品を選択し、運用商品毎の配分割合をお決めいただきます。

加入もする場合は、加入後の掛金額で購入する運用商品・配分割合もご指定いただきます。
(配分割合は1%単位で合計100%となるようご指定いただきます。)

◆必要書類を当金庫にご提出ください

必要書類をお持ちでない場合は、当金庫にご連絡ください。
(連絡先はP10をご参照ください。)

◆国民年金基金連合会から手續完了の通知が届きます

移換手続きが完了すると、国民年金基金連合会(国基連)からお客さま宛に「個人型年金移換完了通知書」等が郵送されてきます。

加入手続きも行った場合は、「個人型年金加入確認通知書」等も併せて郵送されてきます。

※必要書類に不備があった場合等は、移換・加入ができなかった旨をお知らせする通知が国基連から届きます。
この場合、再度のお手続きが必要となりますので、移換・加入ができなかった理由等をご確認のうえ、当金庫までご連絡ください。(加入資格がないことが理由で加入できなかった場合等を除く)

完了後

◆JIS&Tから加入者口座番号・パスワードが届きます

日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)(JIS&T)から、口座番号やパスワードが記載された以下の書類がお客さま宛に郵送されてきます。

- 大切に保管
ください**
- ①「口座開設のお知らせ」
 - ②「『コールセンターパスワード』『インターネットパスワード』設定のお知らせ」

◆掛金の引落しが始まります【加入する場合のみ】

国基連から届いた「個人型年金加入確認通知書」等に開始時期・掛金額等が記載されています。
口座振替にて毎月定額で拠出する場合は毎月26日、月ごとに掛金額を設定する場合は指定月の翌月26日に引落としされます。(金融機関が休業日の場合は翌営業日)

ご加入後の諸手続き・ 各種書類のご請求窓口

＜ご加入後の諸手続き＞

ご加入後に以下の諸変更があったときには、お手続き（必要書類のご提出）が必要になります。

- ✓氏名・住所等に変更があったとき
- ✓掛金額等の変更を行いたいとき
- ✓拠出を停止したいとき
- ✓引落口座や金融機関を変更したいとき
- ✓転職したとき
- ✓加入区分が変更になったとき 等
(加入区分：第1号被保険者・第2号被保険者・第3号被保険者)

＜各種書類のご請求窓口＞

ご加入時・ご加入後のお手続きの際には、

お取引の当金庫本支店窓口に必要な書類をご請求ください。

運用商品の変更

現在運用中の商品を変更する場合

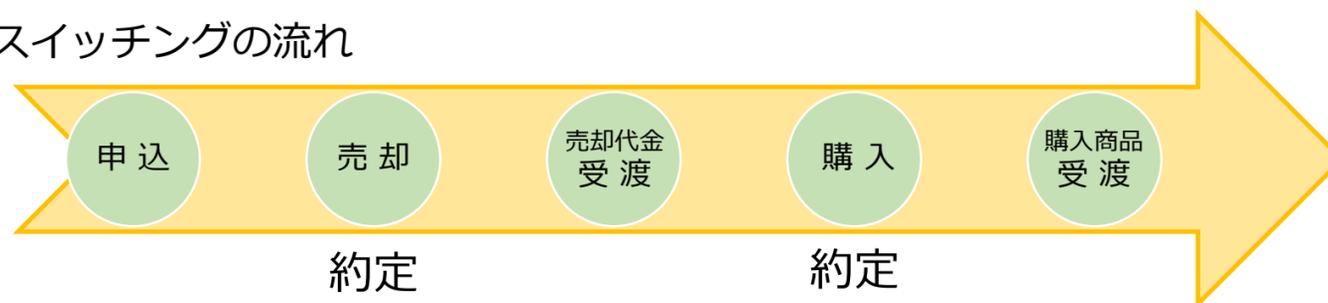
✓ スイッチング

スイッチング（運用商品の預替）では、現在運用している商品の一部または全部を売却（解約）して、その売却代金で他の商品を購入します。

<注意事項>

- ・スイッチングを行うときは、「売却商品」と「購入商品」をセットで申し込む必要があります。
- ・スイッチングは何度でも行うことができますが、投資信託の信託財産留保額がある場合や保険商品の解約控除といった売却時のコストが発生することがあります。
- ・スイッチング（売却・購入）が完了するには一定の日数がかかり、この日数は商品や申込日時等により変わります。

スイッチングの流れ



今後の掛金で運用する商品を変更する場合

✓ 配分変更

拠出する毎に、ご自身で設定している運用商品・配分割合にもとづき運用されていますが、現在設定している商品の配分を変更することや新たな商品を設定すること等ができます。

<注意事項>

- ・配分変更は、今後拠出する掛金に対する運用商品の変更であり、現在運用中の商品を変更する場合は、別途スイッチングを行う必要があります。



運用商品変更のお手続きは...

「JIS&T WEB」（「DCなび」から直接ログイン可能）にて行うことができます。
※各種WEBサイトの詳細はP15をご参照ください。

運用商品ラインアップ

※運用商品の詳細はWEBサイト「信用金庫の確定拠出年金」の商品一覧ページをご覧ください。

URL https://j-pec.ifis.co.jp/j-pec/universe/shinkin/indvi_index.html

(右のQRコードを読み取り、アクセスすることができます。本プランの運用商品ラインアップをご参照ください。)



商品カテゴリー		運用商品名	購入時手数料 (税込)	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
バランス型	パッシブ	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式20)	1.10%	年0.5885%	0.15%
	パッシブ	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式40)	1.10%	年0.6710%	0.20%
	パッシブ	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式60)	1.10%	年0.7535%	0.25%
	パッシブ	年金積立 アセット・ナビゲーション・ファンド (株式80)	1.10%	年0.8360%	0.30%
	アクティブ	DCニッセイ安定収益追求ファンド (愛称: 未来のミカタ)	-	年0.7150%	-
	アクティブ	投資のソムリエ<DC年金>	-	年1.2100%	-
国内株式型	パッシブ	しんきんインデックスファンド225	-	年0.8800%	-
	パッシブ	DC・ダイワ・ストックインデックス225 (確定拠出年金専用ファンド)	-	年0.5720%	-
	パッシブ	しんきんトピックスオープン	-	年0.8800%	0.30%
	パッシブ	年金インデックスファンド日本株式 (TOPIX連動型)	-	年0.1540%	-
	アクティブ	年金積立 J グロース	-	年0.9020%	-
国内債券型	パッシブ	ダイワ投信倶楽部日本債券インデックス	-	年0.4950%	-
外国株式型	パッシブ	ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	-	年1.0450%	-
	パッシブ	DCダイワ外国株式インデックス	-	年0.2750%	-
	パッシブ	三菱UFJ DC新興国株式インデックスファンド	-	年0.3740%	-
外国債券型	パッシブ	ダイワ投信倶楽部外国債券インデックス	-	年0.7150%	-
	パッシブ	三菱UFJ DC新興国債券インデックスファンド	-	年0.3740%	-
その他 (REIT)	パッシブ	DC・ダイワ J-REITオープン	-	年0.6050%	-
	パッシブ	DCダイワ・グローバルREITインデックスファンド	-	年0.3410%	-
預金	元本確保型	信金中央金庫401k定期預金 (スーパー定期型) 1年もの	満期日前に解約する場合は、解約部分の預入日 (または最後の継続日) から解約日の前日までの日数に応じて、適用利率に所定の掛目を乗じた期限前解約利率 (解約日における普通預金利率を下回るときは普通預金利率を適用します。) を適用します。		
	元本確保型	信金中央金庫401k定期預金 (スーパー定期型) 3年もの			
	元本確保型	信金中央金庫401k定期預金 (スーパー定期型) 5年もの			
	元本確保型	信金中央金庫401k定期預金 (変動金利型) 3年もの			
	元本確保型	信金中央金庫401k定期預金 (変動金利型) 5年もの			
保険	元本確保型	フコクDC積立年金 (5年)	保証利率適用期間中に預替え (スイッチング) を行う場合、その時の金利や残存年数等に応じて、所要の解約控除 (市場価格調整) が適用されることがあります。適用される解約控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として支払い金額が元本を下回ることがあります。		
	元本確保型	フコクDC積立年金 (10年)			

ご負担いただく手数料

	手数料の発生時期 支払方法	手数料	手数料の内訳		
			国民年金 基金連合会	運営管理機関 注1	事務委託先 金融機関 注2
加入者	加入時 初回掛金から差し引きます。	3,137	2,829	308	—
	加入後拋出の都度 注3 拋出月の掛金から差し引きます。	105	105	—	—
	加入後毎月 注3 拋出月の掛金から差し引きます。	374	—	308	66
運用指図者 注4	毎月 給付時等に差し引きます。注5	484	—	418	66
年金受給者	毎月 給付金等から差し引きます。注6	66	—	—	66
給付	給付の都度 給付金から差し引きます。	440	—	—	440
還付 注7	還付の都度 還付金から差し引きます。	1,488	1,048	—	440
移換	企業型からの移換時 注8 移換金から差し引きます。	2,829	2,829	—	—

※ 上記手数料は、消費税を含んでいます。

※ 上記手数料は本資料作成日現在のものです。今後、諸般の事情により変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

注1 運営管理機関手数料は、運営管理業務の対価として、当金庫に記録関連運営管理機関（JIS&T）の手数料と合わせてお支払いいただきます。

注2 事務委託先金融機関とは、国民年金基金連合会から委託を受けて資産管理を行う信託銀行のことで、当プランの事務委託先金融機関は、日本カストディ銀行です。

注3 拋出月に拋出がなかった場合は、国民年金基金連合会の当該月の手数料は徴収されません。一方、拋出の有無にかかわらず運営管理機関と事務委託先金融機関の手数料は必要となり、拋出月に拋出がなかった場合、手数料（指定した月のみ掛金を納付する場合は、まとめて納付する月数分の手数料）は、次の拋出の際に掛金からまとめてお支払いいただきます。なお、毎年一定の日において未収の手数料がある場合は、個人別管理資産から取り崩します。

取崩しは毎年2月に、記録関連運営管理機関（JIS&T）が定める方法により、当金庫が定める順序で運用商品を換金することにより行います。運用商品の価額変動等のため取崩しの結果額に該当手数料額を超える部分が生じた場合、超過分については、定時拋出向けに登録した配分指定が適用されます。（登録がない場合は、未指図資産（現金相当の資産）となります。）また、取崩しの結果額が該当手数料額に満たない場合は、該当手数料額に達するまで再度取崩しを行います。

注4 運用指図者とは、加入者資格を喪失し、掛金の拋出を行わずこれまで積み立てた資産の運用指図だけを行う方のことです。

注5 給付等の資産移動時に、それまでの期間分をまとめて移動される資産からお支払いいただきます。なお、毎年一定の日において未収の手数料がある場合は、個人別管理資産から取り崩します。（取崩しについては、注3を参照してください。）

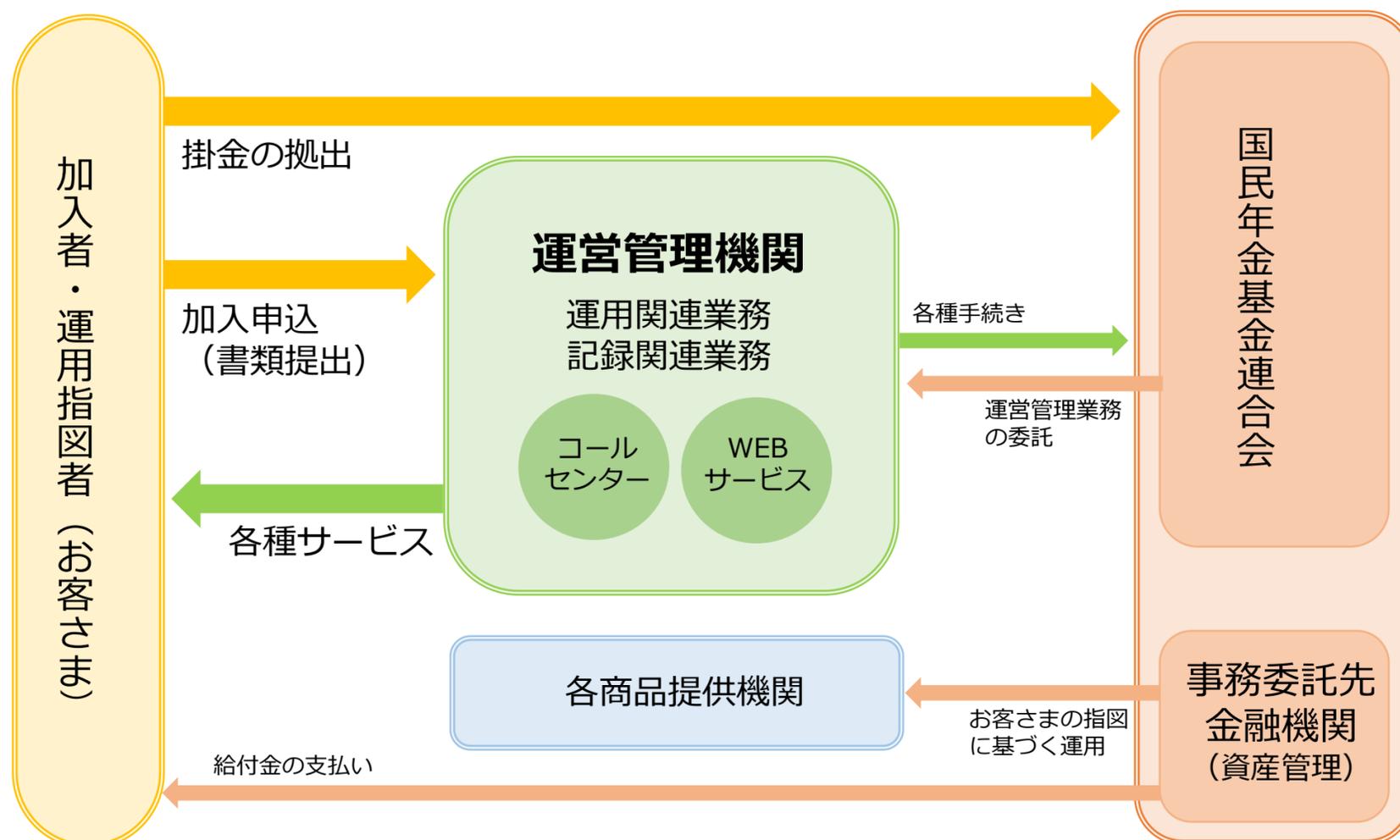
注6 給付等の資産移動時に、それまでの期間分をまとめて給付金等からお支払いいただきます。

注7 還付とは、納付された掛金が国民年金保険料の未納付月分であった場合等に、掛金相当額が加入者等へ返還されることをいいます。

注8 企業型から個人型に移換される際には国民年金基金連合会の手数料がかかります（加入時の手数料に相当します。）。なお、企業型からの移換時には、この他に企業型側の運営管理機関等の手数料がかかることがあります。

各関係機関

各関係機関が以下の役割を担い、本プランをご提供しています。



名称	役割	
興能信用金庫	運営管理機関 (運営関連)	運用商品ラインアップ等、プラン内容を策定しています。
	商品提供機関 (投資信託)	投資信託商品の商品提供機関です。
ジャパン・ペンション・パルゲータ(株) (J-PEC)	コールセンター WEBの運営	興能信用金庫からの委託を受け、コールセンターやWEBサービス「DCなび」等にて、運用商品を選択する際に必要な情報提供や説明を行っています。
日本イバスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株) (JIS&T)	運営管理機関 (記録関連)	個人別の資産残高や加入期間等のデータの管理や運用指図のとりまとめ等を行っているほか、各種給付金の裁定を行っています。
国民年金基金連合会	iDeCoの運営主体	iDeCoを運営するための規約等を策定し、申込後、加入資格の確認や各種届出の処理等を行っています。加入者の掛金は国民年金基金連合会に納められます。
日本カストディ銀行	事務委託先金融機関	国民年金基金連合会からの委託を受け、加入者等の資産を管理しています。運用商品の売却・購入のほか、給付金の支払を行います。
信金中央金庫	商品提供機関 (預金)	預金商品の商品提供機関です。また、信用金庫業界の中央金融機関として、信用金庫とJIS&Tの間の情報授受等のとりまとめ等を行っています。
富国生命保険(相)	商品提供機関 (保険)	保険商品の商品提供機関です。

コールセンター・WEBサービス等

各種コールセンター等

◆ ご加入前ははこちら **J-PECコールセンター（しんきん確定拠出年金担当）**

電話番号：0120-394-025
 受付時間：平日 9：00～21：00
 土日 9：00～17：00（祝日、12月31日～1月3日を除く）

▶加入・移換のお手続きに必要な書類のご請求は、下記の当金庫窓口までご連絡ください。

◆ ご加入後ははこちら **【一次受付】JIS&T確定拠出年金コールセンター 【二次受付】J-PECコールセンター**

電話番号：平日 0120-082-011(※1)
 土日 0120-217-011（祝日、12月31日～1月3日を除く）(※2)
 受付時間：平日 9：00～21：00
 土日 9：00～17：00（祝日、12月31日～1月3日を除く）

※1：一次受付はJIS&Tコールセンターとなり、お問い合わせ内容によりJ-PECコールセンターに転送されます。なお、一部の照会については、自動音声応答で原則365日24時間対応可能です。（システムメンテナンス時間を除く）

※2：J-PECコールセンター直通となります。

▶諸変更等のお手続きに必要な書類のご請求は、下記の当金庫窓口までご連絡ください。

◆ 給付はこちら **JIS&T確定拠出年金コールセンター給付専用窓口**

電話番号：0120-1414-92
 受付時間：平日(土日祝日・年末年始を除く)：9:00～21:00

◆ 各種書類の 請求はこちら ※給付除く

興能信用金庫 業務部

電話番号：0768-62-8205
 受付時間：平日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

WEBサービス

◆ ご加入前ははこちら **信用金庫の確定拠出年金（一般公開サイト）**

URL <https://www.j-pec.co.jp/shinkin/>
 確定拠出年金制度の概要、商品一覧等を掲載しています。



◆ ご加入後ははこちら **DCなび（加入者等専用サイト）**

URL <https://www.j-pec.co.jp/login-j/>
 運用商品等に関する情報提供やシミュレーション等がご利用いただけます。

※JIS&Tのインターネットサイト「JIS&Tインターネットサービス」にログインする際の口座番号とインターネットパスワードでログインいただけます。



JIS&T WEB

残高照会、運用商品の変更等、各種照会および手続きについて掲載しています。

※「DCなび」からジャンプできます(加入者口座番号の再入力不要)。
 また、URL(<https://www.jis-t.ne.jp/>)からの直接アクセスも可能です。